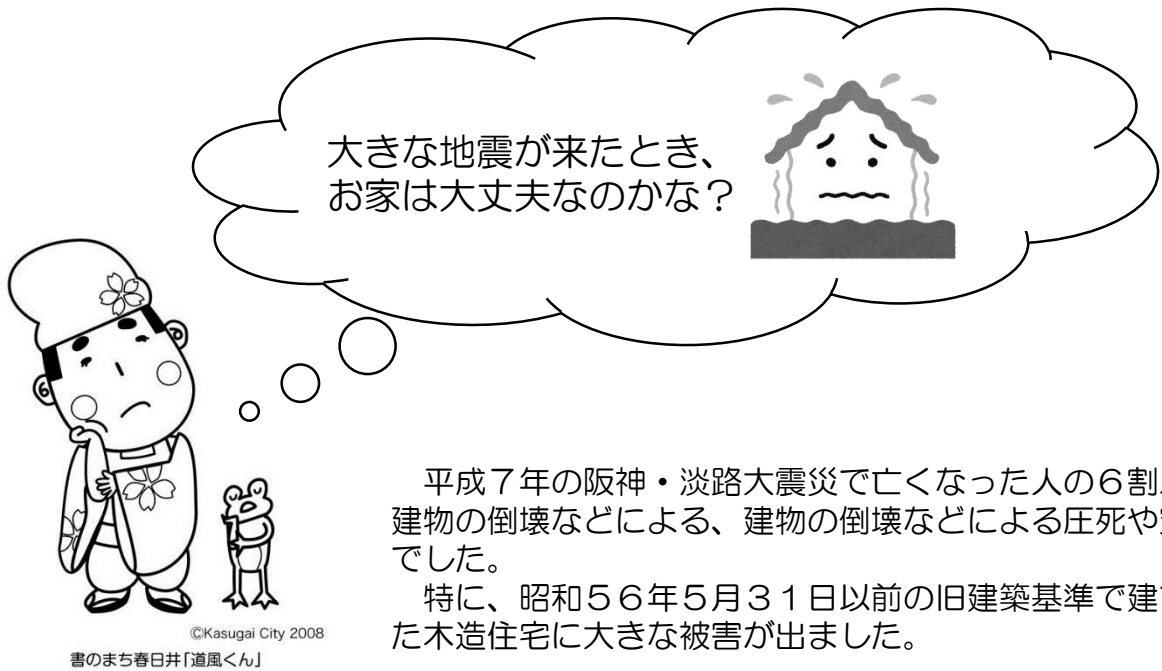




木造住宅無料耐震診断



平成7年の阪神・淡路大震災で亡くなった人の6割以上は、建物の倒壊などによる、建物の倒壊などによる圧死や窒息死でした。
特に、昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。

春日井市では、
昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた
木造住宅を対象に、愛知県に登録された耐震診断員による
無料耐震診断を先着順で行っています。

南海トラフ地震など大規模地震の切迫性が指摘される今、耐震診断によりご自宅の耐震性を知り、必要な備えをすることが重要です。

診断の流れ、申込方法などは次のページにてご確認ください。ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ先■ 総務部市民安全課 電話：85-6072

■お申込み先■ まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328



対象建築物

次の条件をすべて満たす住宅であること

- 建築時期：昭和56年5月31日以前に着工
- 構造：木造（非木造が一部含まれるような混構造は対象外）
- 構法：在来軸組構法、伝統構法
（ツーバイフォー、木質パネル構法などは対象外）
- 用途：戸建て専用・併用住宅、長屋、共同住宅
（貸家の場合は、居住者の同意が必要）
- 規模：2階建て以下（3階建ては対象外）
- 申込者：診断対象住宅の所有者（法人所有を含む）

診断の流れ

申込書の提出

申込書と建築確認通知書などのご自宅の建築年がわかるものがある場合は、その写しをまちづくり推進部建築指導課へご提出ください。郵送でも提出可能です。申込書は、市役所や各ふれあいセンター、各公民館等や、市ホームページにて入手いただけます。

申込書の受付

申込書の内容を確認させていただき、確認後、受付をします。

耐震診断員派遣決定通知の送付

申込書を受付後、耐震診断員の派遣決定の通知をハガキにて送付します。

耐震診断員との日程調整

ハガキにて通知した耐震診断員より、電話にて現地調査の日程を調整させていただきます。

現地調査・立会い

耐震診断員が現地調査にご自宅にうかがいます。図面等がある場合は、ご準備いただくとスムーズに現地調査が行えます。

耐震診断結果の報告

後日、耐震診断結果を耐震診断員よりお渡しします。その際、耐震改修について一般的なアドバイス等をさせていただきます。

お申込から耐震診断結果の報告まで2ヶ月～3ヶ月程度かかります。

時期、申込状況等により、異なることがありますのでご了承ください。

Q & A

Q1. なぜ昭和56年5月31日以前の住宅しかだめなのですか？

A1. 昭和56年6月1日施行の新耐震基準により、木造住宅の耐震基準も大きく改正されました。阪神・淡路大震災においても、昭和56年5月31日以前に建築されたいわゆる旧基準木造住宅の倒壊の危険性が指摘されており、一方、新耐震基準はおおむね妥当との評価を受けています。

Q2. 昭和56年6月1日以降に増築している住宅は対象となりますか？

A2. 構造的に一体で増築している場合は、その棟全体を診断対象とします。構造的に別で増築している場合は、その部分を除いて昭和56年5月31日以前に建築した部分のみ診断対象とします。

Q3. 在来軸組構法型住宅、伝統構法型住宅とは、どのようなものですか？

A3. 在来軸組構法型住宅とは、土台や柱、梁（はり）などを用いて組み立てられる構造形式の住宅です。伝統構法型住宅とは、一般的に、年代で見ると江戸時代から戦前程度までの期間の住宅で、太い柱、梁、差しもの、土塗り壁等で構成された伝統の仕口を持つ堅牢な造りの住宅です。

Q4. 同一敷地内に2棟以上の対象住宅がある場合(母屋と離れなど)はいずれも対象となりますか？

A4. いずれも対象となりますが、**申込書は1棟ごとに提出してください。**

Q5. 耐震診断の申込者は誰がするのですか？

A5. 診断対象住宅の所有者とします。ただし、国、県、市その他公の機関は除きます。

Q6. 上部構造の評点に対して「倒壊しない」「倒壊する可能性がある」と判断しているが、どのレベルに対して倒壊しないのか。阪神大震災相当の地震に対してですか？

A6. 建築基準法で想定している震度6強の大地震動（極めてまれに発生する）です。たとえ診断結果が1.0以上で「一応倒壊しない」と判断された場合でも、診断結果が倒壊しないことを保証するものではありません。

Q7. 耐震診断員とはどんな人ですか？

A7. 愛知県の耐震診断員養成講習会を受け、登録された主に地元の建築士です。県の発行した**登録証**を携帯しています。

Q8. 準備するものは何がありますか？

A8. 現地調査については各階行いますので、2時間程度の立会いが必要です。また、既存図面があれば用意し、天井裏・床下など速やかに調査できるようにご協力ください。

Q9. 耐震改修にどれくらいの工事費がかかりますか？

A9. 診断員が診断結果を報告する時に、改修する場合の概算工事費を提示します。

Q10. 耐震診断申込書はいつまでに提出すればいいのですか？

A10. 申込書の受付は1年通して行っておりますが、当該年度の診断は毎年12月の中旬までの申込みについて耐震診断を行っており、それ以後の申込みについては翌年度4月の診断になります。



■木造住宅耐震改修費補助事業■

- 対象 ▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
- 対象工事 ▶ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造（判定値1.0以上かつ階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上）となる工事
- 補助額 ▶ 平成29年度に限り限度額を30万円上乗せし、120万円を限度に市の定める耐震改修工事費（耐震補強工事費、改修設計費、附帯工事費）の額
- 問合せ先 ▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅段階的耐震改修費補助事業■

- 対象 ▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
- 対象工事 ▶ 〈一段目〉判定値を1.0以上とする補強計画（1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、改修工事前の判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。）に基づき、その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする工事又は判定値を0.7以上1.0未満とする工事（改修工事前の判定値が0.4以下に限る。）
〈二段目〉一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を1.0以上とする工事
- 補助額 ▶ 〈一段目〉60万円を限度に市の定める耐震改修工事費（改修設計費、耐震補強工事費）の額
〈二段目〉30万円を限度に市の定める耐震改修工事（工事監理費、耐震補強工事費、附帯工事費）の額
- 問合せ先 ▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■木造住宅耐震シェルター整備費補助事業■

- 対象 ▶ 市の木造住宅無料耐震診断で倒壊する可能性がある（判定値1.0未満）と診断された住宅
- 対象工事 ▶ 一部屋を安全にするもので、安全性の評価を受けた市の定める耐震シェルターを整備する工事
- 補助額 ▶ 20万円を限度に耐震シェルターの購入、運搬、整備費等の1/2の額
- 問合せ先 ▶ 総務部市民安全課（TEL:85-6072）

■家具等転倒防止器具取付事業■

- 対象 ▶ 市内にお住まいで、自身による又は、身近な支援者の協力が得られないため、器具取り付けが困難で次のいずれかに該当する世帯
- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ・65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・65歳以上の高齢者と身体障がい者、知的障がい若しくは精神障がい者のみの世帯
 - ・障がい者のみの世帯
 - ・その他、社会福祉協議会長が特に必要と認める世帯
- 事業内容 ▶ 寝室・居間・食堂に設置してある家具（タンス、食器棚、書棚、冷蔵庫）の地震による転倒を防止するための転倒防止器具を取り付け
- 取付費用 ▶ 無料（器具代のみ実施負担が必要）
- 問合せ先 ▶ 春日井市社会福祉協議会福祉サービス推進課（TEL:84-4199）



住宅の耐震診断、耐震改修工事トラブルに注意しよう！

トラブルにあわないためには…

- ① その場ですぐ契約しないで、内容をじっくり検討して、家族や知人、知り合いの建築関係者ともよく相談しましょう。
- ② 無料耐震診断等の宣伝には十分注意し、安易な気持ちで頼まないようにしましょう。